

段階で、今定例会に提出することは困難な情勢となっている。基地排水工事関係の人件費や事務費については中央幹線において事務費が千三百五十万円、このうち人件費として三人分の千三十五万三千円、武蔵野幹線では三千五百万円の事務費のうち人件費が六人分千八百九十八万円となっているが、今後もこうした必要経費はより多く国でみていただくよう働きかけていきたいと思う。また市の職員数は人口に対し前年度は他市に比較し若干多かったが、その後増員を極力押さえており、都下の平均程度になるものと思う。マンション建設に伴う寄付金については基準単価を地価公示価格で行うか、学校建設のように国の建築単価で行うかによって違ってくるので、今後十分研究していきたい。なお宅地開発等指導要綱については人口抑制が主目的であるが、福生市の現況を見た場合、人口五万人程度が望ましいのではないかと考えている等の答弁がありました。

次いで歳出関係では議員の共済組合の負担補正の議会費や総務費の需要費等の一般管理費で私立幼稚園の就園奨励金として三百九十六万円や市税における過誤納還付金、徴税費において納期前納付報

奨金で五十万円、教育費では育英資金対象者二十名を追加するための補正や第七小学校の屋内運動場建設費分整備費を加え二千二百十四万円、中学校費では三中の屋内運動場や二中増築工事を中心として一億五百十五万八千円、また学習等供用施設建設関係の社会教育費において八千四百四万一千円がそれぞれ補正となっている。また予備費において二千五百十九万円、債務負担行為として七小、三中のプール建設に伴う公団負担分の元金、利子を含め三千五百七十七万二千円を今後二十年間で償還しようとするものであるとの説明があり、これら歳出に対する各委員からの質疑としては、市税の前納報奨金について、あるいは教育費の二中の防音工事分の補助はどうか、建築物定期報告の内容はどういうものか、また学習等供用施設の内容を聞きたい等の質疑がありました。

これに対し前納報奨金は四十八年度実績が三百十五万九千円であるが、現段階で計算をした数字が三百三十万円程度になっており、今回の補正で三百五十万円となり二十万円の差となるが、今後も発生するものと予想されるので不足が生ずることも考えられる。二中の増築はプレハブの特別教室二教室分に対する増築工事分四百五十五平方メートルに対し防

衛生の並行工事分一平方メートル当たり一万円となっているが、十月に単価改正があるやに聞いており再算定をすることになるものと思う。学校の建築物定期報告の委託料については建築基準法によつて三年に一度防災等の観点から東京都に報告をしなければならぬことになっている。当市の学校の状況や図面作製等のために計上したが、そのほかは年一回施設台帳によつて都の教育委員会に報告をしているが、それによる指摘は受けていない。今回新たに建設しようとする学習等供用施設は約三百四十平方メートルのもので、一階は会議室、学習室、保育室、管理人室等で、二階は四十畳と十畳程度の和室を考えている。このような答弁があり、続いて本補正予算の当委員会所管分につきおはかりいたしましたところ、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定した次第であります。

何とぞ慎重に審議の上、当委員会報告どおりご決定くださるようお願い申しあげまして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 次に建設委員長大野行夫君。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告いたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

簡単に審査の内容をご報告いたします。

当建設委員会に付託されました予算につきましては商工費のうちの消費生活費と土木費のうちの道路河川橋りょう費の道路新設改良費で、これは昭島市とも関連のある市道一〇二号線の改修で、これには昭島市と協議を行った後、この舗装工事を着工していきたい。また熊川の都営住宅南側市道七八号線の排水工事等がおもなものであります。また都市計画費におきましては南公園の整備費一千万円は車道整備に植栽工事として計上したが、これは過日水害等による復旧費に振り替えるべきであるとの委員より発言があり、その中で本流を変えるべく河川の立木を取り除くことが望ましい。この問題につきましては自然保護という大義がありむずかしいと思う。また砂利採取を行ひ川床を下げることはできないか等の意見が出されました。排水工事関係につきまして中央幹線はB線として十月国において工事単価の改正が行われる予定であり、それを待つて着工したい。またC線は当初計画は五十番までの工事を予定していたが、国



の公共投資抑制によつて当年度は約二百メートル程度の工事で、今回補償料八百四十万円を補正した。また武蔵野幹線関係は昭和五十年度までに約三十七億円の工事、昭和五十一年三月完成の予定であるが、若干おくれるのではないかと思う。本年度分十七億四千万円も年度内消化は困難であり、場合によつては継続事業となる。一般雨水排水は各工区ごと一カ所からとりたいと思う。本年度は第一工区四百五十メートル中二百七十メートル、第二工区においては四百七メートル中二百五十メートル、第三工区は四百メートル中三百メートルの工事を行おうとするもので、第一工区起点のたて抗は深さ二十メートル、第二工区のたて抗は二十メートル、第三工区のたて抗は二十メートルの計画である等の質疑応答がなされまして、当委員会といたしましては全員一致原案を可決すべきものと決定した次第であります。

よろしくご審議ご可決あらせられますようお願いいたしまして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 次に厚生委員長小林菊三君。

（厚生委員長小林菊三君登壇）



○厚生委員長（小林菊三君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

なお議案第百十六号について補足説明を申しあげます。

本案審議に先立って議事運営を各課単位で市民課、福祉事務所、環境保全課の順で進めるため委員会におはかりしましたところ、委員異議なしのことでありましたので、その順で審議しかつ各担当課長より詳細にわたる説明を受けた後質疑に入りました。

まず福祉会館において老人の入浴中における事故発生時の処置について、児童措置費の緊急援護費が民間保育園に出ているが、これは園児に出ているのか。危険物処理は佐々木企業が回っているが協栄産業の下請かいなか。またその監督の方法について。ごみ減量対策の標語をいん芥車につけているか。今回百万円補正し計五百五十万円で完全な消防車を購入できるのか、また購入時はいつごろか。残土購入代の五十万円の内容について等の質疑があり、これに對しまして老人の入浴については社会福祉協議会にお願いし、また福寿手帳に連絡先、血液型等記入し常時わかるような措置をとっている。もし事故が起きた場



合にはすぐに救急車を手配願うよう消防署にお願いしています。また職員も顔なじみとなり利用者の顔色で健康状態がわかるので危険と思われる老人には医師の承諾を得てくるようにしている。また児童措置費の緊急援護費は事務費には使わず全部園児にまわすように指導しております。佐々木企業とは協栄産業の下請であり、常時不燃物処理場にも数名働いているので協栄産業ともとも市が監督している。ごみ減量対策の標語は現在じん芥収集車につけております。消防車については防衛庁の補助を予定しており、内示が十月ごろある予定でありますので、内示があり次第購入手続に入りたい。残土は一立方メートル当たり五百円であり来年三月ごろまでにサンドイッチ工法により順次不燃物を残土で埋めていく等の質疑応答がありました。また現在の不燃物埋立地の次のあと地を物色しておく必要もあるのではないかと。また消防団及び団員に対しても市の前向きな補助等の増額にもかかわらず町内会より消防費という形式で年いくばくかの集金をしている分団があるようだが、今後は改めるべきではないか等の意見もあり、慎重に審査した結果、当委員会としては本案を可決すべきものと決定した次第であります。



何とぞ当委員会の決定どおりご可決くださるようお願いいたします
て補足説明いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で各委員長長の審査報告は終わりました。これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十六号については討論を省略し各委員会報告どおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま五番川窪清一君から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し各委員会審査報告どおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百十六

号昭和四十九年度福生市一般会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

○議長(塩野鉄之助君) 日程第九議案第百十七号昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)を議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

引き続きまして本案について補足説明を申しあげます。

本案審査に先立ってまず担当課長の説明を求めました。それによると本補正予算については収益的収入及び支出のみの補正であります。収入においては水道事業収益は五百二十六万二千円の追加補正であり、このうち営業収益は五十万円で、給配水管工事や修繕によるもの、また営業外収益は四百七十六万二千円で預金利息や電電公社の

福生市議会

電話増設に伴う管の布設替工事の受託分等である。次に支出にお

いて水道事業費用は一千四百七十七万七千円の追加補正であり、このうち営業費用は九百五十二万三千円で、電気料値上げによる水源の動力料の大幅アッ

プ、三多摩分水受水費が雨天の日が続いた関係で減となっている。取水場の配水施設の動力料、物価高騰により不足を来した修繕用資材、

配水管修理の委託料、一元化に伴う大幅な消耕品の増、また有形固定資産の減価償却費の減等である。営業外費用は四百六十五万四千円

で企業債の利率変動による支払利息増や電電公社の電話増設に伴う管布設替工事の委託料等であるとの説明があり、採決いたしま

したところ、全員異議なく本案を可決した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおり可決くださるようお願いいたします。して補足説明といたします。

○議長(塩野鉄之助君) 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) 以上で質疑を終わります。

○五番(川窪清一君) この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十七号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) おはかりいたします。ただいま五番川窪清一君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(塩野鉄之助君) ご異議なしと認めます。よって議案第百十

七号昭和四十九年度福生市水道事業会計補正予算(第一号)は委員会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長(塩野鉄之助君) 日程第十議案第百十八号昭和四十八年度福生

水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

本案については厚生委員会に審査を付託してありますので、委員



長から報告を願います。

(厚生委員長小林菊三君登壇)

○厚生委員長(小林菊三君) 審査報告をいたします。

(議案審査報告書朗読) 別添参照

本案について補足説明を申し上げます。

本案審査に先立ち説明を求むべき委員会におはかりいたしました。理事者の内容説明を省略する許可をいただきましたので、直ちに質疑に入りました。受水費が前年度に比べ五倍以上の大幅増となっているのは給水原価の三円二十四銭の増及び使用量増によるものか。また修繕費における増の理由についてとの質疑に対し、受水費の大幅増は原価のアップ及び使用量増によるものである。また修繕費については熊川団地の量水器が八年ごとの取りかえ時期に当たるとの大量取りかえによるものであるとの答弁があり、また本決算はこのような社会情勢下において九五・三%の執行率で、かつ予算どおり執行されたことは理事者及び担当者の努力がうかがえ申し分ないとの意見もあり、当委員会としては全員異議なく本案を認定すべきものと決定した次



第であります。

何とぞ当委員会の決定とおりに認定くださるようお願いいたしまして補足説明いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十八号については討論を省略し委員会報告とおりに認定されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。 ただいま五番川窪清一君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおりに認定されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり認定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 異議なしと認めます。 よって議案第百十

八号昭和四十八年度福生市水道事業会計決算認定については委員会審査報告のとおり認定されました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十一議案第百十九号市道路路線の認定

についてを議題といたします。

本案については建設委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（建設委員長大野行夫君登壇）

○建設委員長（大野行夫君） 審査報告をいたします。

（議案審査報告書朗読） 別添参照

本案について簡単に内容をご説明申し上げますと、各委員から起  
点終点加高く中間が低いので排水関係をよく検討すること、また終  
点終点の取り付け部分をよく調査するように。 水道一元化との関係  
等の質問が出され、起点終点の取り付けは安全確保を考えて設計  
したい。 また排水については一時吸込槽等で解決するように進めたい。

志守訂正

水道一元化についても財産管理については都と了承済みである等の質疑応答の後、当委員会といたしましては原案を可決すべきものと全員一致をみたわけでございます。

よろしくご審議ご可決ありますようお願いいたしまして審査報告いたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

○五番（川窪清一君） この際動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議案第百十九号については、討論を省略し委員会報告とおり可決されんことを望みます。

（「賛成」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） おはかりいたします。ただいま五番川窪清一君

から所定の賛成者を得て、本案は討論を省略し委員会審査報告とおり可決されたい旨の動議が提出されましたが、本動議のとおり

福生市議会

決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。よって議案第百十九

号市道路線の認定については委員会審査報告のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十二請願第四号公民館の早期建設及び分館の設置に関する請願書を議題といたします。

本件については総務委員会に審査を付託してありますので、委員長から報告を願います。

（総務委員長貫井喜代次君登壇）

○総務委員長（貫井喜代次君） 審査報告を申しあげます。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

引き続きまして簡単に審査の概要をご報告申しあげます。

本請願書は去る六月定例会初日におきまして当委員会に付託され、第一回目の六月八日の総務委員会の審査においては、六月定例会本会議における紹介議員に対する質疑応答にもありましたごとく、

福生市議会

請願趣旨の中で若干ニュアンスの相違があり、当委員会としてもこの点について請願代表者からその趣旨を聞いてみることにし、閉会中の継続審査となりましたが、その間請願代表者とも話し合った結果、今定例会の第一日目の冒頭に経過報告を申しあげ承認されました請願内容の一部変更願いが六月二十九日付で提出されたわけであります。第二回目は七月二十九日に行い、請願代表者から一部変更願いが提出されていることを前提に審査し、本件が本会議で承認された後において結論づけることとし、継続となったわけであります。その間において当市が今後こうした施設を設ける場合の参考にするため、近隣の施設を物色し、当日委員会終了後、埼玉県の入間市公民館を視察、さらに八月二十九日兵庫県小野市の公民館を行政視察し、いかに社会教育法に基づく公民館の設置が一定地、区域内の住民のために実生活に即する教育、学術、文化にあるいはまた住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化をはかり、もって生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与する施設であるかを視察してまいりました。このような継続審査、前進地の施設



運営等を視察した上に立った総合した審査、審議を去る九月十八日に開催し、ただいま申しあげましたような経過を踏まえ、結論的には各種文化活動やサークル活動等が行え得るような施設としての公民館の建設ということも十分理解でき、また市における将来計画の構想にもこうした施設が考えられていることもあわせ、本件は採択すべきであるとの全委員の意見の一致を見、当委員会といたしましては採択と決定した次第でございます。

何とぞ慎重ご審議をいただき、当委員会報告とおりご決定くださるようお願い申しあげまして、補足説明を終わります。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。これより委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） 以上で質疑を終わります。

おはかりいたします。

請願第四号に対する委員会の報告は採択と決定であります。本件は委員会報告とおり決することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（塩野鉄之助君） ご異議なしと認めます。 よって請願第四号は
委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長（塩野鉄之助君） 日程第十三請願第五号地域集会所の設置

に伴う補助金の増額に関する請願書を議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員長
から報告を願います。

（厚生委員長小林菊三君登壇）

○厚生委員長（小林菊三君） 審査報告をいたします。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

なお本件について補足説明を申しあげます。

本会議の席上において紹介議員からも説明があり、本請願はい
ままで学習等供用施設に関連する地域会館とは異なり、当地域の
周辺住民がコミュニティ施設について独自の力で設置しようというこ
とであり、そのための用地も見通しが立っているようでありますが、いずれに

福生市議会



いたしましても現行規則の補助率百分の二十も最近の経済情勢や諸
物価の高騰、あるいはまた地域集会所設置についての積極的な取り組
みも考慮し、大幅な改正をし、側面から援助すべきであるとの意見も出
され、さらに建設する上において用地は欠くべからざる絶対必要要件であ
り、これが確保に当たっては市における公共施設建設用地の取得難というこ
とからも十分理解でき、当然用地に対しても考慮すべきが至当である。
また地域集会所の建設も近々のうちに取りかかるようでもあり、これら
もあわせ一日も早く結論づけ、関係住民のよりよいコミュニティ施設とし、
この利用を願うべきである等の活発な意見がかわされた後、本件につい
ておはかりいたしましたところ、当委員会といたしましては全員異議なく採
択すべきものと決定した次第であります。

何とぞ当委員会の決定とおりご採択くださいますようお願いいたし
まして補足説明といたします。

○議長（塩野鉄之助君） 以上で委員長の見査報告は終わりました。
これより委員会報告に対する質疑を行います。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）